

仕 様 書

この仕様書は、発注者札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、市内事業者の省エネルギー対策状況の調査実施に関する業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

1 業務名称

令和元年度 事業者の省エネルギー対策状況調査業務

2 業務目的

札幌市では、市内の省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及などの地球温暖化対策推進ため、「札幌市温暖化対策推進計画」及び「札幌市エネルギービジョン」を策定し、各種施策を実施したところである。

本業務は、市内の事業者における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入などの地球温暖化対策への取組み状況把握と、今後の環境分野やエネルギー分野での施策立案の基礎資料とするために行うものである。

3 調査内容

市内の事業者を対象に、以下の状況を調査する。

(1) 省エネルギー対策の実施状況

ア 日常の設備機器管理の状況

事業者の建物に設置されている、ボイラーや冷凍機などの冷暖房設備、照明器具などの電気設備、そのほかの設備について運転や保守管理の状況を調査する

イ 省エネルギー診断の実施

事業者における、省エネルギー診断への関心や実施の状況、その後の対応状況について調査する

ウ 設備の更新計画

事業者の建物や設備の中長期の更新計画の策定状況や更新にあたっての課題などを調査する。

(2) 省エネルギー設備等の導入状況

下記の各設備について現在の設置状況及び今後の更新予定を調査する。

ア 照明設備

LED 照明の導入状況(およその導入率)と今後の更新予定について調査する。

イ 暖房設備・空調設備

冷暖房方式(個別・集中)、燃料等の種別(電気、ガス、重油)と現状設備の設置年数、また、今後の更新予定や高効率設備の導入状況について調査する。

ウ 給湯設備

燃料等の種別(電気、ガス、重油)と現状設備の設置年数、また、今後の更新予定や高効率設備の導入状況について調査する。

エ 建物の断熱対策

建物の築年数と構造(木造、コンクリート造、鉄骨造)、窓の構造(サッシの種類や2重3重窓の導入状況)、断熱改修計画の有無について調査する。

(3) 省エネルギーに関する投資について

事業者の省エネルギーへの投資について、投資可能な費用と投資回収年の許容範囲について調査する。また、省エネルギー対策への意識や意欲等についても調査する。

(4) 自動車の状況

事業者が所有又はリースしている自動車について、自動車の保有台数、使用年数及び次世代自動車の導入状況を調査する。また、従業員の通勤での自動車利用についても調査する。

(5) 環境に関する最近の社会動向への意識

環境に関する最近の社会的動向として SDGs や ESG 投資があるが、それらの認識や取り組み等の有無について調査する。

(6) 事業者向け省エネルギー対策支援制度の利用状況

本市や国などが行っている以下の事業者向けの省エネルギー支援制度の認識や利用の状況について調査する。

- ア 省エネルギーセミナー(札幌市)
- イ 省エネルギー技術講座・実地講座(札幌市)
- ウ 省エネ総合窓口(札幌市)
- エ 省エネ診断(省エネルギーセンター)
- オ エコチューニング(環境省)
- カ 札幌エネルギーeco プロジェクト(札幌市)
- キ エネルギー使用合理化事業者支援事業(経済産業省)
- ク そのほかの支援事業の検討や利用の有無

(7) 調査企業の設備状況

各調査項目の基礎情報として以下の項目を調査する。

- ア 業種
- イ 会社規模(建物面積、従業員数)
- ウ 建物の所有(自社所有、賃貸)
- エ 設備の所有(自社所有、賃貸物件の付帯)
- オ 年間エネルギー使用量、光熱費

4 調査実施概要

(1) 実施方法

下記の調査対象事業者に対して、選択式及び記述式のアンケート調査票(A4 版両面 10 ページ程度)を郵送により送付し、同封する返信用封筒による回収を行い、市内事業者における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入などの地球温暖化対策への取組み状況を把握する。なお、調査対象事業所の抽出までは委託者が行う。

ア 調査対象業種

公務を除く全業種を調査対象とする。

イ 調査対象事業所

札幌市内全域の事業所を対象とする。

ウ 調査対象事業所の抽出方法

事業所母集団情報データベースの事業所データをもとに、対象事業所を抽出し、3,000 事業所を無作為に選定する。なお、当該作業にあたっては、最新の平成 29 年次フレームの情報をを用いる。

エ 調査で用いる母集団情報

事業所母集団情報データベースから抽出した事業所情報は、事業所名、所在地、郵便番号から構成される。これ以降、これらの事業所情報を母集団情報と呼ぶこととする。

(2) 調査の実施期間

アンケート調査票の発送は1月上旬ごろを予定している。回収期間は約3週間程度（1月下旬ごろ）とする。

(3) 集計方法

各質問項目について業種別の省エネルギー対策状況の集計を行う。

5 業務内容

(1) アンケート調査票の作成

受託者は、委託者から受託者に提示する調査事項に基づくアンケート調査票を作成すること。アンケート調査票はA4版とし、両面印刷を基本とする。

アンケート調査票の内容は、委託者及び受託者の双方で協議を行い、委託者が承諾したものを使用するものとする。現時点で決定している設問数はなく、回答方式は選択式、記述式の両方を想定している。

なお、本仕様書の「10 参考」にて、昨年度実施した事業者向け省エネルギー対策状況調査で使用した調査票を掲載しているので、適宜参考にすること。

(2) アンケート調査票の印刷及び封筒等について

受託者は委託者から案内文(A4用紙 1枚)、アンケート調査票(A4用紙 10枚程度)、返信用封筒(長3)、発送用封筒(長3)を発送する部数分を引渡すので受領すること。なお、案内文及び、アンケート調査票は委託者が印刷を行う。

(3) 送付先の会社名・住所が記載されたラベルについて

送付先の会社名・住所が記載された8.6cm×4.2cm程度の裏面シールのラベル用紙(12面綴り)を委託者が用意するので、受託者は発送用の封筒に貼付すること。ラベルの保管については、別記2の母集団情報利用注意事項の保安対策を講じること。

ラベルの引渡予定日は12月中旬を想定している。詳細な引渡期日については、委託者と受託者の双方が協議した上で決定する。

(4) 発送用の封筒へのアンケート調査票等の封入封緘

受託者は受領した発送用封筒に案内文、調査票、返信用封筒を折り、発送先ラベ

ルを貼付した発送用封筒に封入・封緘すること。なお、発送先ラベルを貼付した発送用封筒については、別記2の母集団情報利用注意事項の保安対策を講じること。

なお、発送先ラベルを貼付する前の発送用封筒への封入・封緘については、個人情報取扱注意事項(再委託の禁止)に抵触しないこと及び、本業務に付随する作業であるため、受託者からの書面申請により、再委託を承認する。ただし、法令及び条例で再委託先の事業者が不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

案内文、調査票、返信用封筒、発送用封筒の引渡予定日は12月中旬を想定している。詳細な引渡期日については、委託者と受託者の双方が協議した上で決定する。

(5) アンケート調査票の発送

発送は委託者が行うので、受託者は上記の封入・封緘した発送用封筒を市内、市外、道外の3区分に分けて委託者へ引き渡し、それぞれの総数を委託者へ通知すること。なお、発送の郵送料は委託者が負担する。

(6) アンケート期間中の質問等の受付

受託者はアンケート期間中、受託者の負担により、発送先の事業者からの電話及び電子メールによる記入方法等の質問を受け付け、回答を行うこと。また、受託者は本業務で用いる電話番号及び電子メールアドレスを用意すること。

(7) アンケート調査票の回収

アンケート調査票の回収は、委託者の住所を記載した返信用封筒により委託者が回収する。なお、返信の郵送料は料金後納郵便により委託者が負担する。

受託者は、回収期間中週1回程度、委託者に訪問し回収した返信用封筒を受領すること。

見込んでいるアンケート回収率はないが、昨年度に実施した事業者の省エネルギー対策状況調査では、3,000事業所に送付し、275事業所から回答を得ている。なお、上記の回答数は、あくまで昨年度の実績であり、本業務の回答率を保証するものではない。また、未回答者への督促は本業務には含まない。

(8) 返信用封筒の開封、調査票のデータ入力

受託者は、回収した返信用封筒を開封し、アンケート調査票を取り出し、データ入力を行うこと。

データ入力はMicrosoft Excel形式とし、あらかじめ委託者及び受託者の双方で協議を行い、委託者が承諾した表を使用するものとする。

(9) アンケート結果の集計

受託者は、上記の入力データをもとに、各質問項目について業種別の省エネルギー対策状況の集計表の作成を行うこと。なお、集計の仕方については、質問ごとの回答割合を下記の記載例のように業種別にまとめること。

例) 小売業 装置の保守管理 ××%
 省エネ診断の実施 ××%

6 提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、実施内容等について報告するとともに、委託者より承諾を得ること。

(1) 着手時

ア 日程表

受託者は業務契約締結後速やかに業務日程表を作成し、提出すること。様式に定めはない。

イ 母集団情報を利用するための誓約書

受託者が母集団情報を利用するにあたり、下記の誓約事項を遵守する誓約書を提出する必要があり、誓約書に母集団情報利用者の会社名、役職、氏名及び押印する必要がある。この誓約書の作成にあたっては、委託者が取りまとめを行い、総務省に提出を行う。

- ・ 申請書に記載した内容での利用に限定する。
- ・ 秘密保持の義務を守る。
- ・ 母集団情報の適正な管理を行う。
- ・ 母集団情報の転写、貸与及び提供は行わない。
- ・ 業務の再委託は行わない。
- ・ 母集団情報の管理状況について、必要に応じて検査を受ける。
- ・ 事故又は災害発生時は報告を行う。
- ・ 利用期間終了後、集計等に用いた母集団情報及び中間生成物の全てを速やかに焼却、消去、溶解又は裁断し、その処置について報告する。
- ・ 違反した場合は、契約を解除し、母集団情報及び中間生成物を速やかに返却するなど、統計作成支援課からの指示に従う。
- ・ その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。

ウ 母集団情報の利用に係る届出

受託者は母集団情報を適切に管理するため、総括管理責任者、管理責任者、管理担当者、監査責任者、母集団情報利用者を選任し、母集団情報の利用に係る届出（様式 1）により委託者へ通知すること。なお、選任された者が負う責務については下表のとおりである。併せて、別記 2 「母集団情報利用注意事項」に準拠した利用場所、保管場所、管理方法を記載すること。

	選任された者が負う責務
総括管理責任者	事業所情報の組織的かつ適正な管理を実現するため、管理責任者に対して必要に応じて指導等を行うことにより、事業所情報の保管及び利用事務に従事する者を統括する。
管理責任者	統括管理責任者から指定された範囲で事業所情報の適正な管理を行う。
管理担当者	管理責任者から指定された範囲で事業所情報の適正な管理を行う。
監査責任者	統括管理責任者の指示に基づき、管理責任者及び管理担当者に対する事業所情報の管理状況について定期的に監査を行い、その結果を統括管理責任者に報告する。

(2) 完了時

ア 業務完了届

業務完了後直ちに 1 部提出

イ アンケート調査報告書

1 部提出

なお、記載内容は、集計結果を印刷したものとし、書式やページ数について定めはない。

ウ アンケート結果の電子データ

委託者が認める形式 (Word、Excel、Power Point、PDF) による電子データを保存した記憶媒体 (CD-R 等) 1 枚提出すること。なお、上記形式の電子データによらない場合は、委託者及び受託者と協議のうえ決定する。

エ 回収した調査票の納品

事業者から回収した調査票の原本（これに関する書類も含む。）を納品すること。また、納品にあたっては受託者が用意するパイプファイル等に綴ること。

オ 母集団情報に係る書類の利用後の処置

受託者は業務完了届の提出と同時に、母集団情報に係る書類の利用後の処置について(様式 2)を委託者に提出すること。なお、母集団情報に係る電子データを含めた書類は焼却、溶解、消去等の措置により廃棄すること。

7 成果物の納入場所

住所：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

名称：札幌市 環境局 環境都市推進部 エコエネルギー推進課

8 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和 2 年 3 月 25 日(水)まで

9 その他

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。
- (4) この業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者の双方が協議し、処理すること。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
- (8) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (9) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。
- (10) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を含めた

一切の事項について、外部に漏洩が一切ないように取り扱い、目的外に使用してはならない。なお、この契約が終了、又は解除された後においても、同様とし、使用したデータ・書類等は業務終了後速やかに破棄すること。これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。別記1「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

- (11) 受託者は母集団情報を利用する上で、注意すべき事項を列挙した別記2「母集団情報利用注意事項」を遵守すること。この注意事項に記載されていない事項については、総務省が策定している「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に準拠した対応に努めること。

10 参考

- (1) 昨年度に実施した事業者の省エネルギー対策状況調査業務の結果は下記に示すWeb ページで公開している。

http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_jigyosha/jigyosya_sho-energy_chosa.html

11 問い合わせ先

札幌市 環境局 環境都市推進部 エコエネルギー推進課 野村、亀井

電話：011-211-2872 Fax：011-218-5108

電子メール：kan.energy@city.sapporo.jp

[別記 1]

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

この業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

この業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その使用する者がこの業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。上記の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

この契約業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

この業務を処理するに当たって、市から提供された個人情報が記録された資料等を、市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

この業務を処理するに当たって、市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

この業務を処理するに当たって、市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

[別記 2]

「母集団情報利用注意事項」

(管理体制)

受託者は母集団情報を適切に管理するために下記の措置を講じること。

- ・母集団情報を適切に管理するため、受託者は管理責任者を置くこと。
- ・管理責任者は母集団情報の管理に係る業務を適正に運営するため、母集団情報利用者の事務の範囲及び責任を明確にすること。
- ・管理責任者は母集団情報利用者に対し、秘密保持についての厳重な管理、監督を行わせること。

(管理簿の整備)

受託者は、下記の事項を具備した、管理簿を作成し、管理状況を常に把握できるようにすること。

- ・管理責任者名
- ・母集団情報の名称
- ・母集団情報の取得時期
- ・媒体の種類
- ・管理担当者
- ・保管場所
- ・廃棄日、廃棄方法

(点検及び監査)

点検において、管理責任者は母集団情報の取扱状況、保管状況等について定期的に点検を行い、問題が発生していないか確認し、必要があるときには母集団情報利用者に対して速やかに指導を行うこと。

また、監査責任者は、上記点検の適正性の確認を行う監査を実行すること。

(人的管理措置)

管理責任者は母集団情報利用者に対し、母集団情報の適正な取り扱いに関する法令の理解と遵守がなされるように必要な教育及び訓練を行うこと。

また、受託者は母集団情報利用者が下記のいずれにも該当しないことを確認すること。

- ・法、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受

けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(入退室管理)

母集団情報を取り扱う業務スペースを特定し、特定された区域への立ち入りを制限する措置を講ずること。

(保安対策)

受託者は母集団情報の盗難防止等のために下記の措置を講ずること

- ・事務室における不正及び犯罪に備えて、業務時間外は必ず施錠すること。
- ・母集団情報を取り扱うパソコンをセキュリティワイヤー等によって固定するなどして、不正持ち出しの防止措置を講ずること。
- ・発送先ラベル及び発送先ラベルを貼付した発送用封筒は施錠可能なキャビネットなどに保管し、施錠すること。

(識別及び主体認証)

受託者は、母集団情報を取り扱うパソコンにおいて下記の対策を講ずること。

- ・母集団情報利用者ごとにパスワードを設定し、そのパスワードを他人に知られないように管理すること。
- ・定期的にパスワードの更新を行い、古いパスワードの再利用は行わないこと。
- ・母集団情報を取り扱うパソコンを利用している母集団情報利用者が離席する場合には、スクリーンロックを行うなど、不正操作対策を講ずること。

(電子計算機における漏えい防止対策)

受託者は、電子計算機における漏えい防止対策として下記の対策を講ずること。

- ・母集団情報利用者以外は母集団情報を取り扱うパソコンを利用しないこと。
- ・母集団情報を取り扱うパソコンはインターネット回線等の外部ネットワークに繋がらないオフライン状態にて、運用すること。また、オフライン環境にてコンピュータウイルス対策ソフトなど更新ファイルをインストールして最新状態にするなどの不正アクセス行為を防止する措置を講ずること。

母集団情報の利用に係る届出

令和元年 月 日

札幌市長 秋元 克広様

(住所)

受託者

(氏名)

印

業 務 名

令和元年度 事業者の省エネルギー対策状況調査業務

母集団情報の利用に係る総括管理責任者、管理責任者、管理担当者、監査責任者、母集団情報利用者を下記のとおり選任しましたので、通知いたします。また、母集団情報の利用場所、保管場所、管理方法を下記のとおりしております。

区 分	氏 名	所属	連絡先
総括管理責任者			
管理責任者			
管理担当者			
監査責任者			
母集団情報利用者			
母集団情報利用者			
母集団情報利用者			
母集団情報利用者			
母集団情報利用者			

利用場所:

保管場所:

管理方法:仕様書 別記 2 母集団情報利用注意事項に準拠した管理を実施します。

令和元年 月 日

札幌市長 秋元 克広様

(住所)

受託者

(氏名)

⑨

母集団情報に係る書類等の利用後の処置について

提供を受けた母集団情報について、下記のとおり処理しましたので、報告します。

記

- 1 母集団情報に係る書類の内容
- 2 処置の方法
(焼却 消去 溶解 裁断)
- 3 処置した者
- 4 処置した年月日
令和 年 月 日